広島県告示第八百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十三年九月十五日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

名称		所在地	変更年月日
新	旧		
訪問看護ステーションさくら	老人訪問看護ステーションさくら	竹原市下野町三一二六番地一	平成二三年八月一日